

国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程を次のとおり制定する。

平成18年3月20日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

18 教 規程第4号

国立大学法人東京農工大学学生懲戒委員会規程

(設置)

第1条 学長は、国立大学法人東京農工大学学則第31条に規定する学生の懲戒に関し、学生生活委員会から申し出があったときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の懲戒処分に関すること。
- 二 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、教育担当副学長並びに工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長がそれぞれ推薦し、学長が命じた者若干名で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(懲戒の審議)

第7条 委員会は、当該事案について、必要な調査を行い、懲戒処分等を審議して、懲戒処分書案及び懲戒処分公示案を学長、学生生活委員会及び当該教授会等へ報告する。

(懲戒の決定)

第8条 学長は、委員会からの報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、当該学生の懲戒に関する処分について、決定する。

(委員会の解散)

第9条 委員会は、当該事案の審議を終了したときに解散する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務チームが行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。